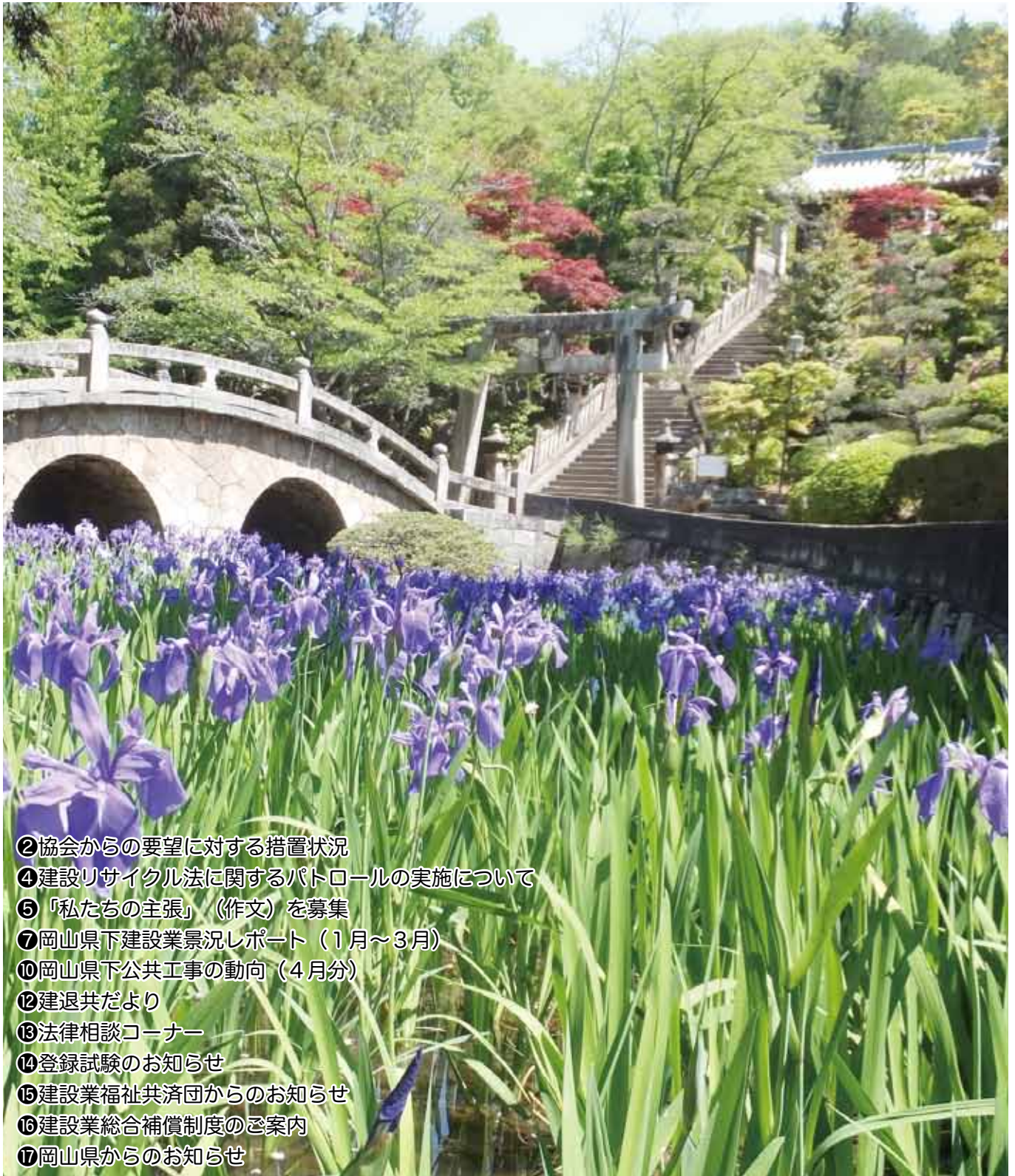


Okakenkyo News Letter

2022
5月
825号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②協会からの要望に対する措置状況
- ④建設リサイクル法に関するパトロールの実施について
- ⑤「私たちの主張」(作文)を募集
- ⑦岡山県下建設業景況レポート(1月~3月)
- ⑩岡山県下公共工事の動向(4月分)
- ⑫建退共だより
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭登録試験のお知らせ
- ⑮建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑯建設業総合補償制度のご案内
- ⑰岡山県からのお知らせ

菅原神社[笠岡市](提供:岡山県観光連盟)

協会からの要望に対する措置状況 (令和4年度岡山県当初予算)

当協会では、令和4年度の岡山県予算編成にあたり県知事、県議会議長、自民党県議団に建設関係予算の確保を求めて、要望書を提出しておりました。

この度、自民党県議団より要望に対する措置状況について通知がありましたのでお知らせいたします。

令和4年4月25日

一般社団法人岡山県建設業協会
会 長 殿

自由民主党岡山県議団

令和4年度岡山県予算編成に関する 要望に対する措置状況の送付について

謹啓 春暖の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴団体から提出されました要望事項につきまして、別添のとおり、措置状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。内容の詳細確認等につきましては、回答毎に岡山県の担当部を記入しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、連名による陳情をされた団体は、代表として貴団体のみに送付しておりますので承知おきください。

謹白

1. 建設関係予算の確保について

今年も、7月に静岡県熱海市で発生した大雨により土石流が発生し甚大な被害をもたらされました。自然災害が年々激甚化・頻発化するなか、県民の命と暮らしを守り、県民が安心して暮らせる地域をつくり上げていくためには、真に必要な社会資本整備と防災・減災対策を中心とした社会基盤整備を一層推進する必要があります。

国は、今年度から5か年間「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、社会資本整

備に必要な予算の確保について重点的・集中的に対策を講じるとのことですので、県内の河川改修や道路整備などについて国に働きかけていただき、令和4年度以降においても防災・減災対策に必要な十分な予算が確保されるようご尽力をお願いいたします。

(措置状況)

本県財政は、引き続き予断を許さない状況であるが、公共事業による社会資本整備は、県民の生命や財産を守り、社会経済活動を支える重要なものであると考えており、また、近年、全国各地で大規模な災害が発生し、事前の防災・減災への取組に対する重要性が高まっていることから、必要な予算の確保・拡充について、引き続き、国に対し、様々な機会を捉え要望するとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを最大限活用するなど、予算の確保に努めてまいります。

(土木部)

2. 書類等の簡素化について

書類の簡素化と言われながらも、まだまだ書類量が多いのが現状です。より一層、書類の簡素化を促進するようお願いします。

検査官（完成検査等）によって、提出書類や書類の内容が違うため、どうしても過去の事例を基に書類整理をしてしまいます。こうしたことがないように、書類が減る方向で統一していただきたいと思います。

また、行政機関の職員や現場技術員（監督補助員）で現場を理解されていない方を多く見受けられます。そういう方は、上司への説明のため、必要以上の資料づくりを受注者に求めて来られるため、書類作成量が増え労務時間も増えます。

一例を挙げれば、中間前払金を利用するための添付資料として、中間前払認定請求書と工事履行報告書等があれば良いと思いますが、現場写真や工事現場の確認等をさらに要求されることもあります。

中間前払金は、当座の経費の支払に充てるためのものであり、最低限必要な資料に絞っていただく等関係書類の簡素化を徹底していただきたいと考えますので、関係行政機関へのご指導をよろしく申し上げます。

(措置状況)

書類等の簡素化については、現場技術者の工事書類作成に係る負担軽減を図り、長時間労働の是正にも繋がることから、これまでも提出書類の見直しに取り組んできたところである。引き続き、書類の簡素化に努めるとともに、必要以上の書類提出を求めることのないよう、周知徹底してまいります。

(土木部)

建設リサイクル法に関する パトロールの実施について

—岡山県 岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 総社市 新見市—

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）は、循環型社会形成と生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

建設リサイクル法について、事業者や県民の理解と認識を深めるとともに、建築物の分別解体や建設工事に係る再資源化等の徹底を図るため、県内一斉パトロールを年2回実施しており、本年1回目を6月に実施します。（県内一斉パトロールについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。）

会員の皆様方におかれましても、建設リサイクル法をあらためて遵守いただきますようご協力をお願いいたします。



(「私たちの主張」(作文)を募集)

建設産業で働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、皆さんの建設産業への熱い想いを伝えていただくとともに、一般の人たちへ建設産業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設産業で働く皆さんの主張を募集します。

1 募集対象	建設産業の仕事に従事している方
2 募集テーマ	建設産業にまつわる内容で、以下のテーマで作品を募集します。 次世代に伝えたい建設産業の魅力と誇り 又は 建設産業を通じて感じた自身の成長
3 応募作	<ul style="list-style-type: none">・応募作は自作の未発表のものに限ります。・作品は本文1,600字～2,000字以内。・作品の冒頭には募集テーマとタイトルを付し、会社名・氏名を記入してください。・作品のタイトルは募集テーマとは異なるものにしてください。・パソコン等で作成した作品は、電子データでも提出可能*です。・用紙で提出する場合は、A4サイズの原稿用紙又は無地の紙を使用し、印刷又はコピーでも提出可能ですが片面印刷をお願いします。 ※団体・会社等を経由して応募する場合は、応募方法は団体・会社等の指示に従ってください。
4 応募期間	令和4年5月9日(月)～6月30日(木)(当日消印有効)
5 応募方法	<p>📄 用紙によるご応募の場合 必要事項を記入した応募用紙に作品を添え、応募先(裏面参照)又は建設産業人材確保・育成推進協議会(事務局:建設業振興基金)にお送りください。作品は折らないで同封してください。</p> <p>📧 電子データによるご応募の場合 原則、特設サイトからダウンロードした応募フォーム(doc,docx,txt)のいずれかに必要事項を入力し、電子メールに添付のうえ送信してください。</p> <p>🌐 WEBからのご応募の場合 特設サイトから応募サイトにアクセスいただき必要事項を入力し、ご応募ください。</p> <p>電子データ又はWEBでご応募の場合 建設現場へGO! 検索</p> <p>WEBサイト「建設現場へGO!」トップページ下に、作文コンクール特設サイトのバナーがございますのでアクセスしてください。</p> <p>※団体・会社等で作品をとりまとめて提出いただく際の注意事項 用紙の作品には1作品ずつ応募用紙を添付してください。電子データの作品は応募書類を利用し1作品1ファイルとして、メールに添付して送信いただくか、CD-R等に格納してお送りください。</p>
6 審査	国土交通省に設置する「優秀作選考委員会」において行います。
7 表彰及び発表	<p>国土交通大臣賞 1名程度(賞状及び副賞) 国土交通省不動産・建設経済局長賞 2名程度(賞状) 優秀賞 5名程度(賞状)</p> <p>入賞者は令和4年10月頃、国土交通省及び(一財)建設業振興基金HP等で公表します。国土交通大臣賞は、国土交通省において、令和4年10月に表彰を行い、同日に開催する令和4年度優秀施工者国土交通大臣顕彰式典にも参加いただく予定です。また、その他の入賞者については、地方整備局等において表彰を行う予定です。</p> <p>※新型コロナウイルス対応のため、表彰時期等については延期(又は中止)する可能性があります。</p>

※入賞作品は、(一財)建設業振興基金HPや機関紙、新聞等に掲載させていただくと共に、建設産業人材確保・育成推進協議会が実施する担い手確保・育成に関する事業において紹介させていただきます。ご応募によっていただきました個人情報は、その運営に必要な範囲内で利用し、応募者の同意を得ずに利用目的を超えて利用することはありません。入賞作の権利は国土交通省に帰属し、応募作は返却致しません。
※大臣賞の受賞経験者は大臣賞候補からは除外させていただきます。

問合せ先

(一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター「私たちの主張」係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階
TEL: 03-5473-4572 MAIL: jinzai@kensetsu-kikin.or.jp

私たちの主張

応募用紙

⚠ 応募用紙記入上の注意

下記事項を記入の上、応募作品に添付して応募先（裏面参照）または事務局（建設業振興基金）にお送りください。

※団体・会社で応募する場合は、応募方法は所属の団体・会社の指示に従ってください。

募集テーマ (○を付けてください)		次世代に伝えたい建設産業 の魅力と誇り		建設産業を通じて感じた 自身の成長
タイトル				
氏名	(ふりがな)		本文の文字数	文字
年齢			性別 (○を付けてください)	男 女
自宅住所	〒			
電話番号				
メールアドレス				
所属する 都道府県建設業協会		所属 (建設業協会)	無所属
会社名				
会社住所	〒			
会社電話番号				
職種	該当する職種に○を付けてください 施工管理・技能職・設計・積算・事務・営業・その他 ()			
建設産業における 勤続年数		年	か月	

この応募用紙を作品の表紙としてお使いください

岡山県下建設業

景況レポート（1月～3月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス=景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	—	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1/2 =△2.5
やや良		15%	—	変わら	ず	45%	
変わら	ず	45%	—	悪	い	30%	
やや悪		20%	—				
悪	い	10%	—				
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

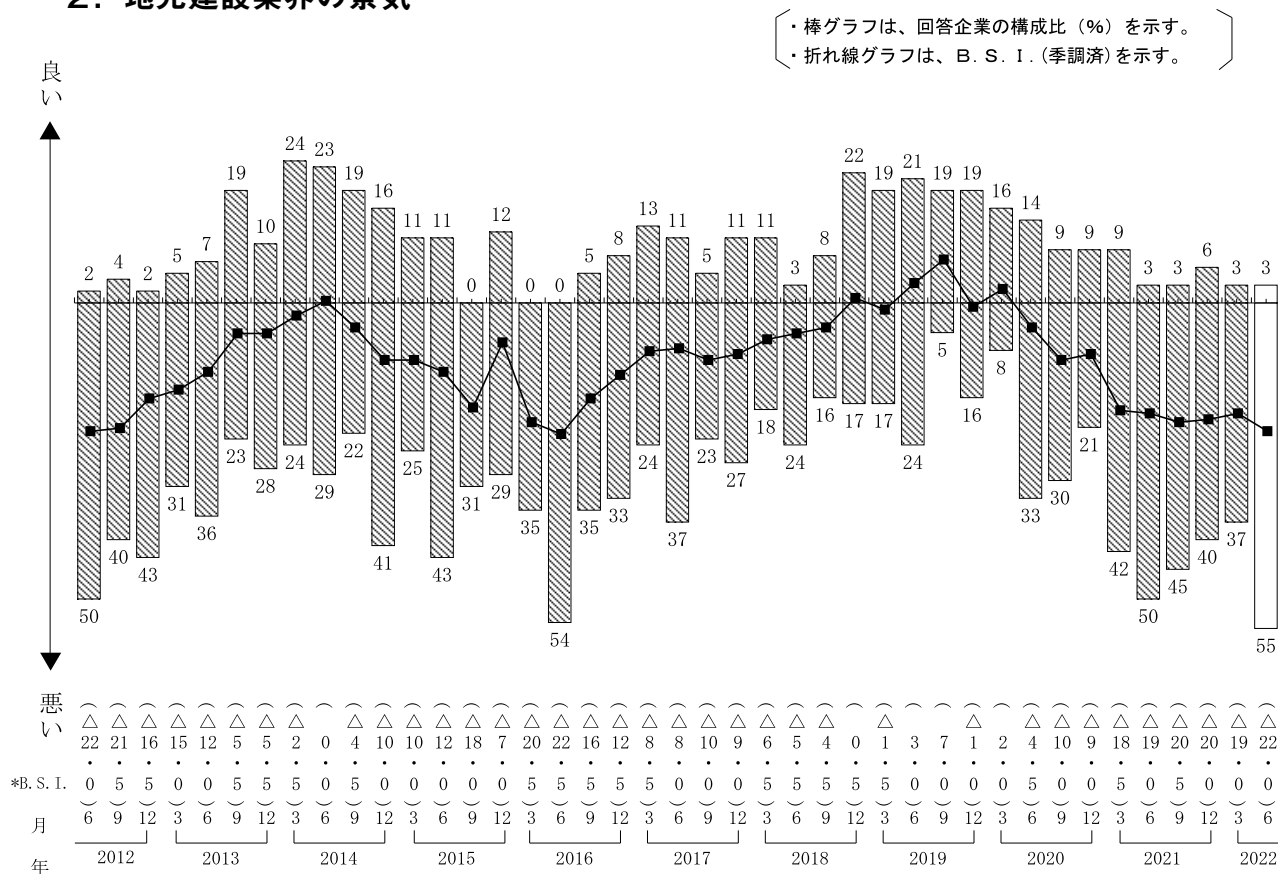
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 20.0	↗	△ 19.0	↘	△ 22.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 13.5	↘	△ 20.5	↗	△ 14.5
	官 公 庁 工 事※	△ 14.0	↘	△ 18.5	↗	△ 14.5
	民 間 工 事※	△ 10.0	↘	△ 16.5	↗	△ 16.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	△ 4.0	↘	△ 5.5	↘	△ 10.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	9.5	↘	4.0	↘	1.0
	短期借入金※	△ 2.5	⇒	△ 2.5	↗	0.0
	短期借入金利	△ 5.0	↗	0.0	↗	2.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 14.5	↘	△ 20.0	↘	△ 24.0
	資 材 の 価 格	33.0	↗	37.0	↗	44.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 18.0	↗	△ 17.5	↗	△ 16.0
	建設労働者の賃金	8.5	↗	14.5	↗	19.5
(7) 収 益	※	△ 11.5	↘	△ 13.5	↗	△ 9.0

(注) ・ B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・ B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



II. 中国地区の状況

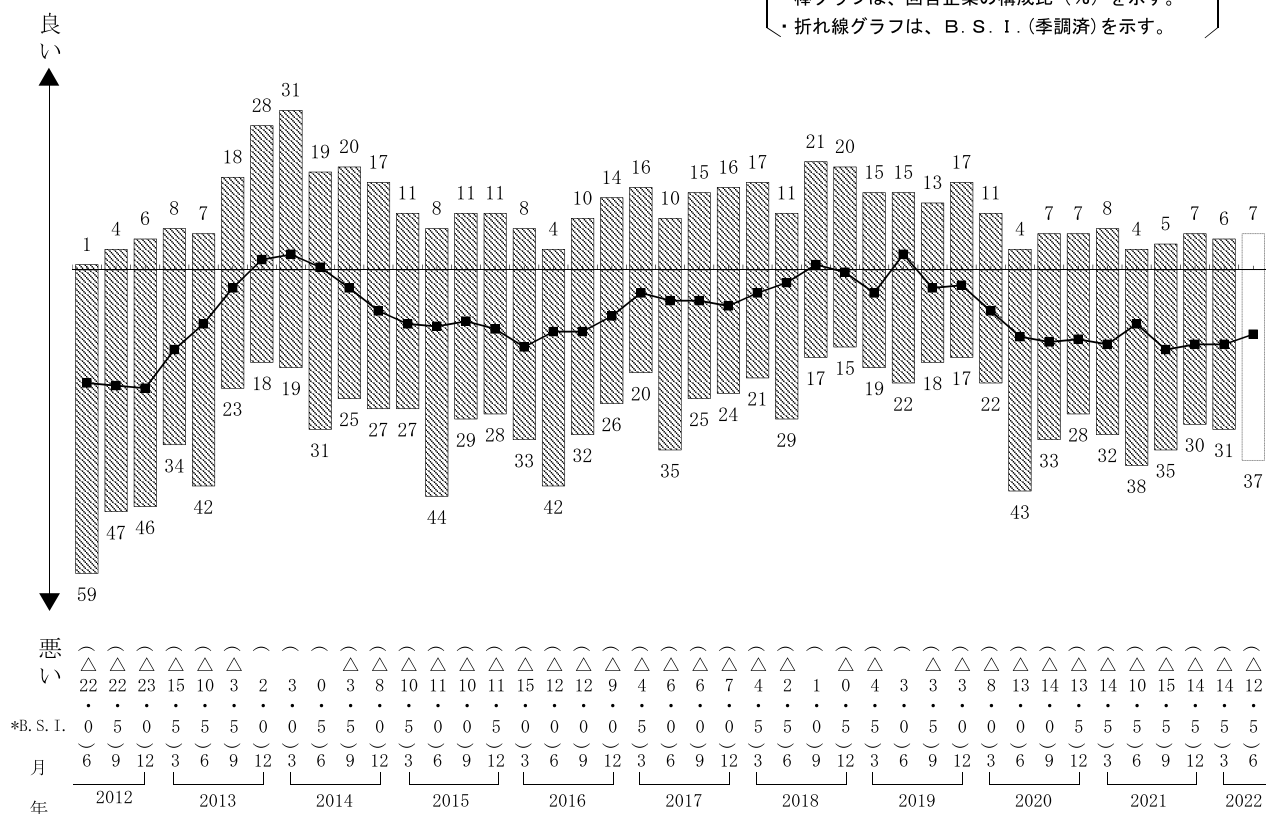
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 14.5	⇒	△ 14.5	↗	△ 12.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 15.0	↗	△ 13.5	↘	△ 15.0
	官 公 庁 工 事※	△ 17.0	↗	△ 12.5	↘	△ 15.0
	民 間 工 事※	△ 10.0	↘	△ 11.0	↘	△ 14.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	△ 0.5	↗	0.0	↘	△ 4.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	7.0	↘	5.5	↘	4.0
	短期借入金※	△ 1.0	↘	△ 3.5	↗	△ 1.5
	短期借入金利	△ 1.0	⇒	△ 1.0	↗	0.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 15.0	↘	△ 17.0	↘	△ 17.5
	資 材 の 価 格	28.5	↗	32.0	↗	34.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 19.5	↘	△ 21.0	⇒	△ 21.0
	建設労働者の賃金	14.5	⇒	14.5	↗	19.5
(7) 収 益	※	△ 12.0	↗	△ 11.5	↘	△ 12.5

(注) ・ B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・ B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

〔 ・ 棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・ 折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。 〕



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向 〈4月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

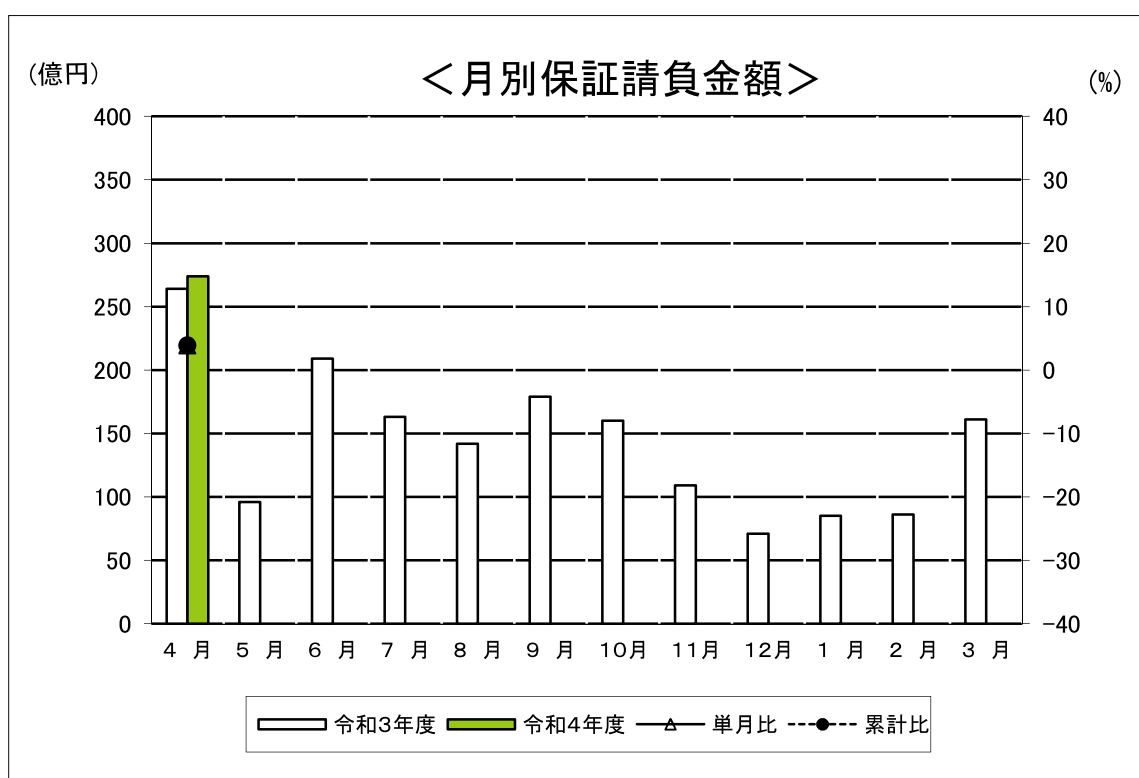
I. 全般の状況（令和4年4月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和4年度	283件	274億円	283件	274億円
増 減 率	▲6.6%	3.9%	▲6.6%	3.9%
令和3年度	303件	264億円	303件	264億円
令和2年度	264件	227億円	264件	227億円
令和元年度	406件	241億円	406件	241億円

【1】当月の状況

4月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で6.6%減の283件、請負金額は3.9%増の274億円となった。

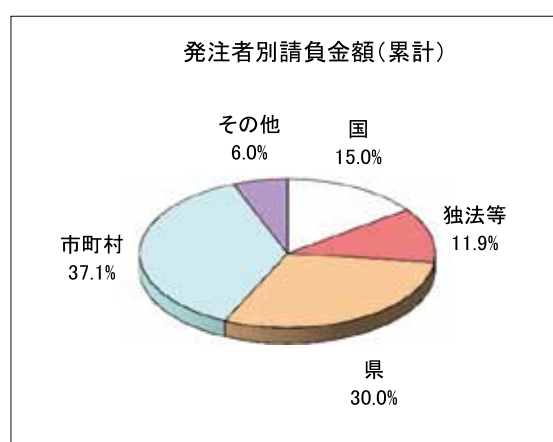
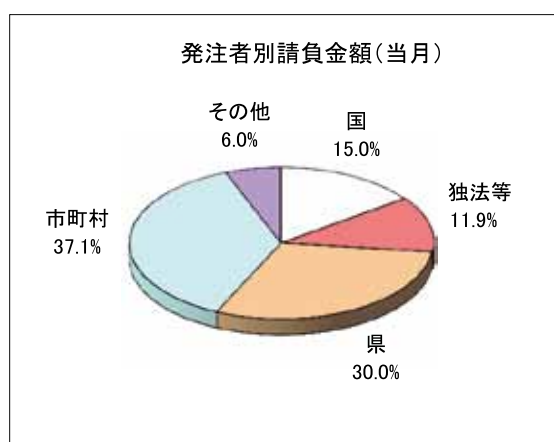
発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で28.6%減、「県」で21.5%減となったものの、「国」で70.8%増、「市町村」で21.2%増、「その他の公共的団体」で216.1%増となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	17	4,125	▲ 15.0	70.8	17	4,125	▲ 15.0	70.8
独法等	11	3,272	0.0	▲ 28.6	11	3,272	0.0	▲ 28.6
県	152	8,254	▲ 11.6	▲ 21.5	152	8,254	▲ 11.6	▲ 21.5
市町村	94	10,194	▲ 4.1	21.2	94	10,194	▲ 4.1	21.2
その他	9	1,633	350.0	216.1	9	1,633	350.0	216.1
合 計	283	27,480	▲ 6.6	3.9	283	27,480	▲ 6.6	3.9



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	13,029	▲ 11.8	47.4%	13,029	▲ 11.8	47.4%
東備地区	1,236	521.4	4.5%	1,236	521.4	4.5%
倉敷地区	8,133	45.9	29.6%	8,133	45.9	29.6%
井笠地区	2,370	▲ 7.5	8.6%	2,370	▲ 7.5	8.6%
高梁地区	294	▲ 70.9	1.1%	294	▲ 70.9	1.1%
新見地区	610	319.6	2.2%	610	319.6	2.2%
真庭地区	671	40.6	2.4%	671	40.6	2.4%
津山地区	820	▲ 3.2	3.0%	820	▲ 3.2	3.0%
勝英地区	314	▲ 63.2	1.2%	314	▲ 63.2	1.2%
合 計	27,480	3.9	100.0%	27,480	3.9	100.0%

(建退共だより)

共済手帳への共済証紙貼り付けについて ～消印をお忘れではありませんか?～

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

建退共制度の掛金納付は、共済証紙を共済手帳に貼付（電子申請の場合は、退職金ポイントを充当）することでいき、公共工事、民間工事、元請工事、下請工事にかかわらず、加入従業員が働いた日数に応じて次のとおり行わなければなりません。

（中小企業退職金共済法第44条第4項、同規則第86条第1項）

記

◎ 共済証紙の貼付

- ・ 加入事業主は、加入従業員に賃金を支払う都度（少なくとも月1回）、その加入従業員が働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼付し**必ず消印**してください。また、何月の就労分の証紙が記入しておけば、手帳更新時の貼付もれの点検等に役立ちます。
- ・ 掛金助成手帳の「掛金免除欄」は、共済証紙を貼付する必要はありませんが、消印をすることにより貼付したこととみなされますので、忘れず消印してください。
- ・ 休日や欠勤日は、共済証紙を貼付する必要はありませんが、有給休暇や事業主の都合による休業日は、貼付が必要です。
- ・ 掛金（証紙購入代金）は、全額、事業主の負担です。加入従業員に掛金を負担させることはできません。
- ・ 共済手帳は、交付日から10ヶ月経過しないと更新することはできませんが、就労日数が多いため、更新可能時期を迎えるまでに貼付欄がなくなった場合は、継ぎ紙を使用するなどにより、賃金支給日には貼付してください。

【証紙貼付手帳の例】



第143回 試用期間終了後の本採用拒否

●相談内容●

3か月の試用期間を定めて新卒採用したのですが、試用期間中の働きぶりが芳しくなく、本採用を拒否したい従業員がいます。本採用を拒否する場合は、どのようなことに気を付ければよいのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

従業員の採用にあたり、応募者の能力や適性を十分に評価・判断することができるとは限りません。そこで、本採用するかどうかを判断するためのいわば見習い期間として、試用期間を設けている会社が多いと思います。

試用期間の法的性質

試用とはいっても、気に入らなければ簡単にキャンセルすることができるお試し期間ではありません。いったん採用している以上、試用期間であっても労働契約が成立していることになるため、本採用の拒否も法的には解雇として扱われます。

一方、試用期間には最終判断のための調査・観察の期間という側面もあるため、本採用の拒否と通常の解雇が完全にイコールというわけでもありません。

これらのことから、判例は、本採用の拒否は、解雇と同様に「客観的に合理的な理由が存し社会通念上相当として是認される場合にのみ許される」とする一方で、通常の解雇よりも広い範囲の自由が認められるとしています。

本採用拒否の可否

どのような事情があれば、従業員の能力や適性が欠けているとして本採用を拒否することができるのでしょうか。

一般的に言えば、従業員に能力や資質が欠けており、注意されても改める姿勢がなく、今後も改善の見込みがないような場合には、本採用の拒否が認められることになると思います。逆に言えば、指導や教育によって改善する可能性がある場合や、従業員に改善に向けて努力している姿勢が見られる場合には、本採用の拒否が許されないということになります。

通常の解雇よりも広い範囲の自由？

そうすると、本採用の拒否も通常の解雇とほとんど変わらないではないか、という疑問が生じるかもしれません。

簡単に言えば、同じ理由であっても、通常の解雇の理由は最後の手段としての解雇もやむを得ないというレベルに達している必要があるのに対し、本採用の拒否の理由はそのレベルまでは求められないということです。理由に質的な差はなく、量的な差があるにとどまる、といってもよいかもしれません。

気を付けるべきこと

したがって、本採用の拒否の場合であっても、解雇の場合と同様に、その理由を根拠づける具体的な事情を示すことができるようにしておく必要がある、ということになります。

働きぶりが芳しくないということであれば、要求される能力・態度はどの程度か、成績・態度の不良はどの程度か、指導・教育とそれによる改善はどの程度か、といった記録をとっておく必要があると思います。新卒採用であれば、同時期に採用した従業員との比較も一つの事情になるでしょう。

(登録試験のお知らせ)

令和4年度建設業経理検定

【建設業経理検定試験】

上 期	建設業経理士検定試験（1級・2級）
受験申込 受付期間	令和4年5月17日（火）～6月16日（木）[消印有効] 申込書は5月17日（火）から配布いたします。
試 験 日	令和4年 9月11日（日）
合格発表日	令和4年11月11日（金）
下 期	建設業経理士検定試験（1級・2級） 建設業経理事務士検定試験（3級・4級）
受験申込 受付期間	令和4年11月15日（火）～12月15日（木）[消印有効] 申込書は11月15日（火）から配布いたします。
試 験 日	令和5年3月12日（日）
合格発表日	令和5年5月12日（金）
受験資格	どなたでも、希望の級・科目を受験することができます。 ただし、1級（科目）と他の級の同日受験等はできません。
申 込 書 配布場所	一般社団法人 岡山県建設業協会 TEL (086) 225-4133 ※インターネット申し込み、申込書郵送請求は下記実施機関にお問い合わせください。
受 験 料 (消費税込)	1級（1科目） 8,120円 1級（2科目） 11,420円 1級（3科目） 14,720円 2級 …………… 7,120円 3級 …………… 5,820円 4級 …………… 4,720円 2級・3級… 12,620円 3級・4級… 10,220円

【建設業経理事務士特別研修】

※この特別研修は講習と検定試験とを組み合わせ実施するもので、研修最終日に行われる検定試験に合格すると4級または3級建設業経理事務士の資格が取得できます。

特別研修につきましては建設業振興基金のホームページをご確認ください。

<https://www.keiri-kentei.jp/training/>

【実施機関・お問合せ先】

一般財団法人建設業振興基金 TEL (03) 5473-4581
東京都港区虎ノ門4-2-12 <https://www.keiri-kentei.jp>

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません！

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)
保険金合計 2,000 万円
(被災者補償保険金 1,000 万円)
(諸費用補償保険金 1,000 万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000 万円
(被災者補償保険金 1,500 万円)
(諸費用補償保険金 1,500 万円)

2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により **障害等級 第1級**)

保険金合計 2,000 万円
(被災者補償保険金 1,000 万円)
(諸費用補償保険金 1,000 万円)

3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員 5 名が被災。(土砂に埋もれ 5 名死亡)

5 名分保険金合計 2 億円(1 名あたり 4,000 万円)
(5 名分被災者補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))
(5 名分諸費用補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000 万円
(被災者補償保険金 2,000 万円)
(諸費用補償保険金 2,000 万円)

【建設共済保険の特長】 (年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において 15 点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病 3 級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133



建設共済保険

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ

令和3年度

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償

●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和3年3月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** 1事故につき **3億円** (または**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または、**3,000万円**、**5,000万円**、**3億円**、**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中通算 **1,000万円**もしくは**2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円** ※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき一定割合で保険金を支払う「地盤崩壊危険補償特約(ワイド)」もございます!詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中通算 **5,000万円**もしくは**1億円**、**2億円**、**3億円**

第三者賠償補償(損害保険)

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

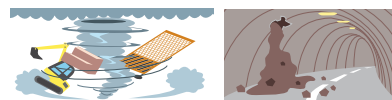
土木工事保険

1工事あたりの支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円**もしくは**各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額**

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
- (2) 盗難の場合: **10万円**
- (3) (1) (2) 以外の事故による場合: **150万円**



組立工事保険

1事故あたりの支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)
※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ)

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
- (2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B21-900066 使用期限:2022年8月1日

自転車の安全利用促進について

「自転車は車の仲間。ルールを守って乗りましょう！」

～5月は自転車月間です～

岡山県内では、自転車に関係する交通事故で、令和3年中に9人の尊い命が失われています。また、自転車の関係する交通事故の件数が2年連続で増加したほか、全交通事故の22.2%と、高い割合を占めています。

自転車は、便利で環境にも優しい乗り物ですが、車の仲間です。交通ルールを守って、安全に利用してください。

岡山県では、次のとおり「岡山県自転車安全利用5則」を定めています。

<岡山県自転車安全利用5則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- 5 子どもはヘルメットを着用

また、乗車前には、ブレーキのきき具合やライトの点灯状況、反射材が付いていることなどを確認してください。

なお、自転車が加害者になり、高額な損害賠償請求を受ける場合が増えてきています。万一に備え、賠償責任保険や傷害保険へ加入しましょう。

(標語)

「自転車は 車といっしょ 左側」

「手軽でも 重いよ自転車 その責任」

- 4. 4.11 定例監査
- 4. 4.19 正副会長会
- 4. 4.22 全建 正副会長会・理事会
- 4. 4.26 理事会



発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp